

特定事業の選定について

我孫子市（以下「本市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定に準じて、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を令和 8 年 5 月 26 日に公表した。

この度、P F I 法第 7 条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じて、その客観的評価の結果を公表する。

令和 8 年 7 月 3 日

我孫子市長 星 野 順 一 郎

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業

特定事業の選定について

令和8年7月

我 孫 子 市

1. 業務概要

1.1. 事業名

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業

1.2. 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

1.3. 公共施設の立地等

我孫子市中^{なかびょう} 峠 2264 番地及び 2274 番地

1.4. 公共施設等の管理者

我孫子市長 星野 順一郎

1.5. 事業目的

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業は、本市における将来の安定的、かつ、安全なごみ処理体制の確立と我孫子市リサイクルセンター整備詳細計画で掲げた「リサイクルセンター整備に係る基本方針」を具現化し、循環型社会を構築するための資源化施設として整備し、適切な運営を行うことを目的とする。

1.6. 事業概要

本事業は、DBO方式により実施する。本事業の設計・施工業務は、代表企業単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。

また、本事業の運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社、代表企業単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。

なお、民間事業者は 35 年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率 1/3）の対象事業として実施する予定である。

1.7. 事業内容

(1) 事業方式

DBO方式

(2) 事業期間

建設期間：契約締結（令和 9（2027）年 6 月末予定）から令和 13（2031）年 2 月 28 日（予定）まで

運営期間：令和 13（2031）年 3 月 1 日（予定）から令和 33（2051）年 2 月 28 日（予定）までの 20 年間

なお、建設期間は短縮提案を認めるものとし、建設期間を短縮した場合、運営期間

は本施設の正式引渡しの翌日から 20 年間とする。

(3) 事業者の業務内容

民間事業者が実施する主な業務は次のとおりとし、詳細は今後公表する募集要項に示す。

なお、民間事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金等の申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、本市が実施する業務に対して協力する。

(ア) 設計・施工業務

- 建設工事請負事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業に必要な事前の調査、許認可の取得等の支援を行う。
- 施工については、要求水準書に示すプラント工事及び土木建築工事並びにその他本事業の実施に必要な工事を行う。
- 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及び手続関連業務、その他の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(イ) 運営業務

- 運営事業者は、本市と締結する運営業務委託契約に基づき、本施設の運営業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理を行う。なお、運転業務は、本施設の運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務、保安・清掃・住民等対応業務、見学者対応支援及び関連業務をいう。
- 運営事業者は、可燃残渣、不燃残渣、資源物の保管を行う。可燃残渣はクリーンセンターまで運搬を行う。不燃残渣及び資源物は、本市が指定する引取業者に引き渡す。
- 運営事業者は、原則、クリーンセンターから電気を受電し、本施設の使用電力に充てる。

(4) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。

(ア) 本施設の設計・施工に係る対価

本市は本施設の設計・施工業務に係る対価について、施設整備費として建設工事請負事業者に出来高に応じて、本市の予算の範囲で支払うものとする。

(イ) 本施設の運営に係る対価

本市は、本施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で運営費として運営期間にわたって運営事業者に支払う。

なお、運営費は物価変動等に基づき、本市と運営事業者が協議の上、年 1 回を限度に改定することができるものとする。

2. 本市が直接事業を実施する場合とＤＢＯ方式で実施する場合の評価

2.1. 評価の方法

本事業をＰＦＩ法に準じた事業として実施することにより、事業期間全体における市の費用負担の縮減を期待できること又は公共サービス等水準の向上を期待できることを特定事業選定の基準とした。具体的には、以下について評価を行った。

- ・ 定量的評価
 - 事業期間全体における市の費用の総額（施設整備費、運営費等）の評価
- ・ 定性的評価
 - 民間事業者の適切なリスクの管理の評価
 - 公共サービス等水準の評価
- ・ 上記による総合的評価

なお、市の費用の総額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる費用負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2.2. 定量的評価

定量的評価に当たっては、本市が自ら実施する場合の費用負担額とＤＢＯ方式で実施する場合の費用負担額の比較を行った。

(1) 前提条件

費用負担額の算定に係る前提条件は以下のとおり設定した。

表 1 費用負担額の算定に係る前提条件

項目	本市が自ら実施する場合 (ＤＢ＋単年度委託方式)	ＤＢＯ方式で実施する場合
事業費	(本事業費) ・ 施設整備費 ・ 運営費 (その他本事業に要する費用) ・ 市人件費 ・ アドバイザリー業務費 ・ 工事監理費 ・ 火災共済費	(本事業費) ・ 施設整備費 ・ 運営費 (その他本事業に要する費用) ・ 市人件費 ・ アドバイザリー業務費 ・ 工事監理費 ・ 運営モニタリング費 ・ 火災共済費
財源	・ 国交付金 ・ 地方債 ・ 基金	・ 国交付金 ・ 地方債 ・ 基金
物価上昇率	— ※1	
割引率	0.8 % ※2	

※1 物価上昇率は考慮しない

※2 割引率は20年国債の金利（ＧＤＰデフレーターにより実質金利ベースに補正）の過去20年間の平均を参考に設定した

(2) 費用負担額の比較

上記の前提条件に基づき、本市が自ら実施する場合、及び、D B O方式で実施する場合の費用負担額を事業期間全体において年度別に算定し、現在価値換算額で比較した結果を表2に示す。本事業を本市自ら事業を実施する場合に比べ、D B O方式で実施する場合は、事業期間全体における費用負担額について、概ね0.98%程度の縮減を期待することが出来る。

表2 費用負担額の算定に係る前提条件

項目	費用負担の縮減額／縮減割合	備考
①本市が自ら実施する場合	20,537,989千円	現在価値換算した額
②D B O方式で実施する場合	20,335,763千円	同上
③費用負担の縮減額	202,226千円	①－②
④費用負担の縮減割合	0.98 %	③÷①

2.3. 定性的評価

本業務では、事業方式をD B O方式とすることにより、主に、以下のような効果を期待することができる。

(1) 民間事業者のノウハウを生かしたリスクの適切な管理

リスクを最もよく管理することが出来る者が当該リスクを分担するという考え方に基づき、その責任分担を市と民間事業者との間で明確にすることにより事業の安定性向上に繋がる。

D B O方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、事業者が市よりも効率的かつ効果的に管理可能であるものを対象としている。

そのため、民間事業者が有するノウハウを生かしリスクを適切に管理することで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

(2) 効率的な事業の実施による公共サービス等水準の向上

運營業務においては、これまで単年度で個別に委託していた運營業務を長期かつ包括的に委託することにより、民間事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を見込んで効率的に業務に取り組むことが期待できる。

その結果、長期的な視点での業務全体の最適化によるサービス等水準の向上が期待できる。

2.4. 総合評価

本事業は、D B O方式で実施することにより、本市自らが実施する場合に比べ、事業期間全体における本市の費用の総額について概ね0.98%程度の縮減を期待することができる。また、効率的なリスクの分担、公共サービス等水準の向上を期待することができる。

以上の結果、本事業をD B O方式で実施することが適切であると認められるため、本事業をP F I法第7条に準じて特定事業として選定する。